

元気からだ! Q&A

感染症の出席停止について

千葉県医師会

黒崎 知道 医師

Q 感染症の種類によって出席停止期間が違っていると聞きました。詳しく教えてください。

A 集団生活の中で疾患の感染拡大を防ぐ目的で、特に流行すると問題になる、あるいは流行しやすい感染症に関して、出席停止期間が定められています(学校保健安全法)。

① 出席停止期間が異なる理由

疾患ごとに病原体排泄(感染期間)が異なるからです。例えば、季節性インフルエンザでは、抗インフルエンザ薬投与により早期に解熱するようになりましたが、ウイルスの排泄は続い

ています。発症後5日を経過するとウイルスはほとんど検出されなくなることから、「解熱後2日(幼児ではウイルスの排泄が長いいため解熱後3日)かつ発症後5日を経過するまで」と規定されています。

一方、ヘルパンギーナ、手足口病では、ウイルス排出期間が長いことから、流行の阻止を狙った出席停止は有効性が低く、現実的ではないとされています。「発熱がなく、全身状態が安定している場合は出席可能」となっています。反面、糞便中へのウイルス排泄期間が長く、手洗い(特に排便後、排泄物の後始末後)の励行が重要です。(励行：決められたことをきちんと実行すること)

このように、感染症ごとに「感染性が低下する時期」や「感染防止対策の有効性」を考慮して出席停止期間が規定されています。かかりつけ医にご相談ください。



② 出席停止期間の考え方

「◇◇した後、△日を経過するまで」の日数算定方法は、「◇◇という現象がみられた日を0日とし、翌日を第1日とします。△日間は出席停止になります」ということです。「解熱後2日」という場合、月曜日に解熱したとすると、火曜日・水曜日が出席停止になり、木曜日から出席可能になります。

このほか、厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン*」では、咳の時の対応として、前日に発熱がなくても夜間しばしば咳のために起きる、少し動いただけで咳がでる等の場合や、下痢の時の対応として24時間以内に2回以上の水様便がある、食事や水分を摂ると下痢(1日に4回以上)がある場合には、登園を控えるのが望ましいとされています。お子様の病状に応じた対応が望まれます。

* <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/hoiku02.pdf>

✉ 病気や医療に関する質問を受付けております。

千葉県医師会広報係まで ☎ 260-0026 千葉市中央区千葉港 4-1

※個別の病気につきましてのご質問には応じかねますので、ご了承ください。

